

議案第 2 4 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定し、及び廃止する。

よって、同法第 8 条第 2 項（同法第 1 0 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

向日市長 安 田 守

別 表

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
1	市道第2267号線	向日市寺戸町小田11番地3先 向日市寺戸町小田5番地1先	121.2 メートル	8.0 メートル } 15.2 メートル

(認定理由)

1 の路線は、開発行為により整備された道路であり、道路法第 8 条第 1 項の規定により、新たに認定するものである。

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
2	(認定路線) 市道第2013号線	向日市寺戸町東御泥14番地1先 向日市寺戸町修理式30番地2先	967.2 メートル	4.0 メートル } 13.8 メートル
3	(廃止路線) 市道第2013号線	向日市寺戸町東御泥14番地1先 向日市寺戸町修理式30番地2先	961.7 メートル	2.4 メートル } 13.8 メートル

(認定及び廃止の理由)

2 の路線は、修理式・瓜生交差点の整備に伴う道路拡幅により、市域をこえて京都市域を含む路線となることから、道路法第 8 条第 1 項の規定により、新たに認定するものである。

3 の路線は、2 の路線の認定に伴い、路線が重複する市道について道路法第 10 条第 1 項の規定により、廃止するものである。

位置図 S=1:7,500

認定・廃止路線

市道第2013号線

①

③

市道第2013号線
認定路線：①～②
廃止路線：③～④

④

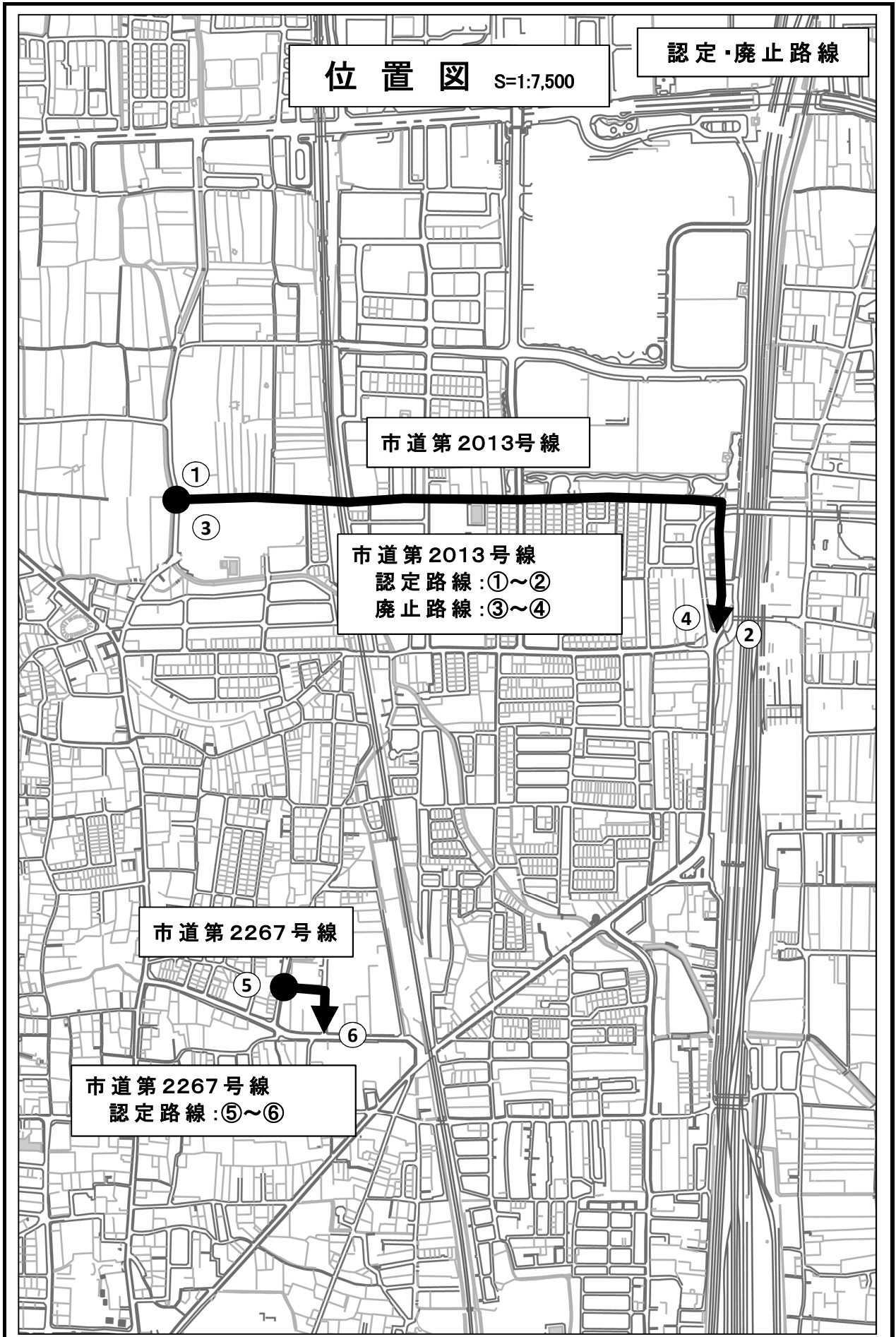
②

市道第2267号線

⑤

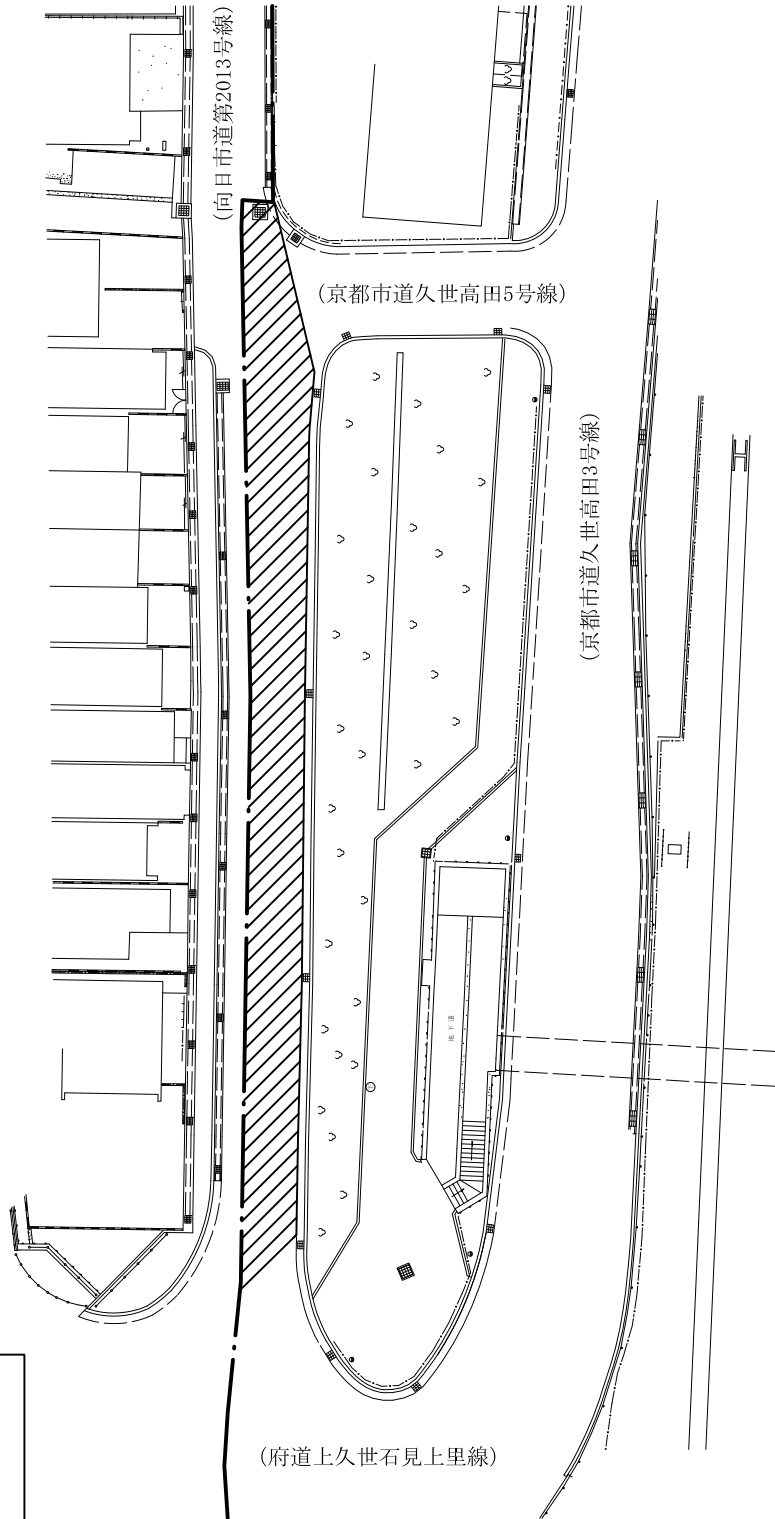
⑥

市道第2267号線
認定路線：⑤～⑥



京都市域認定箇所図

S=1 / 500



凡例

- 行政界
- 京都市域認定箇所

向日市寺戸町修理式

京都市南区久世中久世町五丁目